

農業農村整備事業
設計変更の手引き
令和8年4月
の訂正

正誤表

正	誤	備考
農業農村整備事業設計変更の手引き 第Ⅰ編 設計変更の手引き【工事編】 【省略】 １０ 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について） （１）工事に受けた損害の負担 【省略】 （２）工事中災害であるための前提 【省略】 （３）損害の負担範囲 損害額については発注者と受注者がそれぞれ次のとおり負担する。 １ 受注者の負担範囲 損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１／１００までの額 請負代金額は損害を負担する時点における請負代金額とし、損害を負担する時点までに、軽微な設計変更を行っている場合は、その金額を含めた請負代金額とする。（以下、請負代金額について同様とする。） ※軽微総括と工事中災害に係る設計変更を同時に行ってもよい。 例）損害を負担する時点までに２回軽微な設計変更をしている場合 ①：既契約額 ②：第１回 軽微な設計変更 ③：第２回 軽微な設計変更 ※②、③は増減見込額を通知済み ④：軽微総括（＝②＋③） <u>請負代金額＝①＋④</u> ２ 発注者の負担範囲 【省略】	農業農村整備事業設計変更の手引き 第Ⅰ編 設計変更の手引き【工事編】 【省略】 １０ 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について） （１）工事に受けた損害の負担 【省略】 （２）工事中災害であるための前提 【省略】 （３）損害の負担範囲 損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。 １ 受注者の負担範囲 損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１／１００までの額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ２ 発注者の負担範囲【省略】	字句の追加 字句の追加